

横浜市駐車場条例取扱基準

制 定 平成 7 年 6 月 30 日

最近改正 令和 8 年 8 月 25 日

(目的)

第 1 条 この取扱基準は、横浜市駐車場条例（昭和38年条例第33号。以下「条例」という。）の趣旨を踏まえて、駐車施設等の設置に関する必要な事項を定めるとともに、建築主の協力を得ることにより、適正な駐車場の設置を促すことを目的とする。

(駐車施設の附置に関する基準)

第 2 条 条例第 4 条ただし書きに基づき、市長が別に定める基準とは、同条の表の(3)の項及び(4)の項に係るものとし、その区域及び基準については別表のとおりとする。

(荷さばきのための駐車施設の附置に関する基準)

第 2 条の 2 条例第 4 条の 2 ただし書に規定する荷さばきのための駐車施設を附置することが著しく困難であると市長が認める場合とは、敷地面積が1,000平方メートル未満の場合とする。

(附置義務駐車施設等を設置できる範囲)

第 3 条 条例第 4 条から第 6 条の 3 までの規定により駐車施設等を附置する者は、同条の規定を受ける建築物の敷地内に都市計画で定められた道路が含まれる場合においては、その道路内に駐車施設等を設置しないものとする。ただし、同条の規定により算出した台数を超える駐車施設等の部分については、この限りでない。

(附置義務駐車施設等の設置等の届出)

第 4 条 条例施行規則第 6 条に規定するその他市長が必要と認める事項及び市長が必要と認める図書は、附置義務駐車施設等設置（変更）届出書（第 1 号様式）に掲げるものとする。

(敷地外駐車施設等の位置、規模及び構造の設置基準)

第 5 条 条例第10条第 1 項から第 3 項まで又は第 6 項の規定により設ける敷地外駐車施設等は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 市長の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）が自己の所有する土地の地上又は地下に設置するもの
- (2) 建築物の全部又は一部として設置する駐車施設等で、申請者が正当な権原に基づき使用することができるもの
- (3) 特殊な装置を用いる駐車施設等（駐車場法施行令（昭和32年政令第340号。以下「施行令」という。）第15条の規定により、大臣認定を受けたものに限る。）の全部又は一部として設置する駐車施設等で、申請者が正当な権原に基づき使用することができるもの

2 前項の規定にかかわらず車椅子使用者のための駐車施設は敷地外に設けることはできない。

(敷地外駐車施設等の維持管理)

第 6 条 前条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する正当な権原を有するための契約を行うものについては、契約期間が満了した場合は、契約の更新を行うものとする。

2 条例第10条第 1 項から第 3 項まで又は第 6 項に係る条例第10条第 7 項に規定する市長の承認を受けた建築物の所有者が変更した場合は、変更後の所有者は、当該承認に係る敷地外駐車施設等の維持管理の責任を継承するものとする。

（敷地外駐車施設等の表示）

第7条 条例第10条第1項の規定により敷地外駐車施設等を設置する者は、条例第4条から第6条の3までの規定の適用を受ける建築物の敷地内の見やすい箇所に、条例第10条第1項に該当する建築物である旨を記載した板（第2号様式）を表示するものとする。

2 前項の板の材質は、耐候性及び耐久性があるものとし、堅固に固定するものとする。

（駐車施設等の共同化の特例に関する基準）

第8条 条例第10条第2項に規定する駐車施設等を設置した建築物の敷地から他の敷地の距離はおおむね300メートル以内とする。

（利用実態による附置義務台数の特例の基準）

第9条 条例第10条第4項に規定する市長が認める限度の駐車台数（以下「控除台数」という。）を控除した駐車台数（以下「控除後の附置義務台数」という。）は、当該規定の適用に係る同条第7項の承認の申請の日から遡って15か月以内の任意の1年間において駐車施設等が最も利用された日時における駐車台数を下回らない台数とする。

（利用実態による附置義務台数の特例の建替への適用要件）

第10条 条例第10条第5項に規定する市長が別に定める要件は、当該規定の適用に係る同条第7項の承認を受けようとする建築物の用途の一部又は全部に同条第4項の規定の適用に係る同条第7項の承認を受けた除却前の建築物の用途を含むこととする。

（利用実態による附置義務台数の特例の建替への適用台数の基準）

第11条 条例第10条第5項に規定する市長が認める限度の駐車台数を控除した駐車台数は、同項の規定に係る同条第7項の承認を受けようとする建築物（以下「新築する建築物」という。）において附置しなければならない駐車台数から除却前の建築物における控除台数（複数の用途による建築物にあっては、当該建築物のそれぞれの用途に供する部分ごとに算定した場合における当該部分ごとの控除台数の合計）を控除した台数を下回らない台数とする。

2 前項の市長が認める限度の駐車台数は、新築する建築物（複数の用途による建築物にあっては、当該建築物のそれぞれの用途に供する部分。以下この条において同じ。）において条例第10条第4項の規定に係る同条第7項の承認を受けたときから床面積の減少がある場合は、新築する建築物において附置しなければならない駐車台数から除却前の建築物における控除後の附置義務台数を控除した台数とする。

3 前2項の規定は、新築する建築物において附置しなければならない駐車台数が除却前の建築物における控除後の附置義務台数を下回る新築する建築物については適用しない。

（附置の特例の承認その他の承認に係る申請等）

第12条 条例施行規則第7条第1項に規定するその他市長が必要と認める事項及び市長が必要と認める図書は、次の各号のとおりとする。

- (1) 条例第10条第1項から第3項又は第6項による特例に関するものは、敷地外駐車施設等設置特例（変更）承認申請書（第3号様式）に記載し、及び掲げるものとする。
- (2) 条例第10条第4項による特例に関するものは、利用実態による附置義務台数特例（変更）承認申請書（第4号様式）に記載し、及び掲げるものとする。
- (3) 条例第10条第5項による特例に関するものは、利用実態特例の建替への適用特例（変更）承認申請書（第5号様式）に記載し、及び掲げるものとする。

2 条例施行規則第7条第2項に規定する書面は、次の各号のとおりとする。

- (1) 条例第10条第1項に係る書面は、敷地外駐車施設等設置特例（変更）承認・不承認通知書（第6号様式）とする。
 - (2) 条例第10条第4項に係る書面は、利用実態による附置義務台数特例（変更）承認・不承認通知書（第7号様式）とする。
 - (3) 条例第10条第5項に係る書面は、利用実態特例の建替への適用特例（変更）承認・不承認通知書（第8号様式）とする。
- 3 条例施行規則第7条第3項に規定するその他市長が必要と認める事項及び市長が必要と認める図書は、駐車施設等の構造承認等申請書（第9号様式）に記載し、及び掲げるものとする。
 - 4 条例施行規則第7条第4項に規定する書面は、駐車施設等の構造承認等・不承認等通知書（第10号様式）とする。

（特殊な装置を用いる駐車施設等の特例）

第13条 条例第11条第5項の規定による特殊な装置を用いる駐車施設等とは、施行令第15条の規程により大臣認定を受けたもの（車いす使用者のための駐車施設にあつては、公益社団法人立体駐車場工業会の車いす使用者対応証明を併せて受けたもの）で、かつ、その規模が幅1.7メートル以上、奥行4.7メートル以上の大きさの自動車を収容できるものとする。ただし、特定自動二輪車の使用にも対応する特殊な装置を用いる駐車施設等の規模は、幅0.9メートル以上、奥行2.3メートル以上の大きさの特定自動二輪車を収容できるものとする。

- 2 前項に規定する特殊装置の駐車のために供する部分の面積の算定に当たっては、建設省通達（昭和43年都再発第53号）に基づき、駐車のために供する部分に該当する車箱（ケージ）、パレット（トレイ）などの面積の算定の容易なものについてはその面積によるものとし、その算定が困難なものについては、前項第1号の駐車のために供する特殊装置については自動車1台当り12平方メートルとみなして算定する。なお、前項に規定する特定自動二輪車の使用にも対応する特殊な装置の駐車のために供する部分の面積の算定についても、駐車のために供する部分に該当する車箱（ケージ）、パレット（トレイ）などの面積の算定の容易なものについてはその面積によるものとし、その算定が困難なものについては、当該車箱（ケージ）、パレット（トレイ）などを一つにつき12平方メートルとみなして算定する。

（自動車用の出口及び入口）

第14条 条例第11条第6項に基づき条例施行規則第4条で規定する駐車施設等の出口及び入口は、条例第4条から第6条の3までの規定を受ける建築物の敷地が2以上の道路に接する場合においては、そのうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けるものとする。ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合その他特別の事由がある場合は、この限りでない。

（警報装置）

第15条 駐車施設等には、自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要と認められる場合、警報装置又は注意灯を設けるものとする。

（定期報告の時期）

第16条 条例第12条の2に規定する市長が指定する日は、次のとおりとする。

- (1) 初年度 条例第10条第7項の規定による承認を受けた建築物の工事の完了日
- (2) 前号の翌年度以降 12月末日

（定期報告書）

第17条 条例第12条の2の規定による報告は、定期報告書（第11号様式）に当該様式に掲げる図書を添付して行うものとする。

（実績報告の時期）

第18条 条例第12条の3に規定する市長が指定する日は、次のとおりとする。

- (1) 1回目 条例第10条第4項又は第5項の規定の適用を受けて市長が認める限度の駐車台数を控除した駐車台数とした後に当該駐車施設等の供用を開始した日から起算して15か月を経過する日
- (2) 2回目以降 前年の報告に係る期限の日から起算して12か月を経過する日

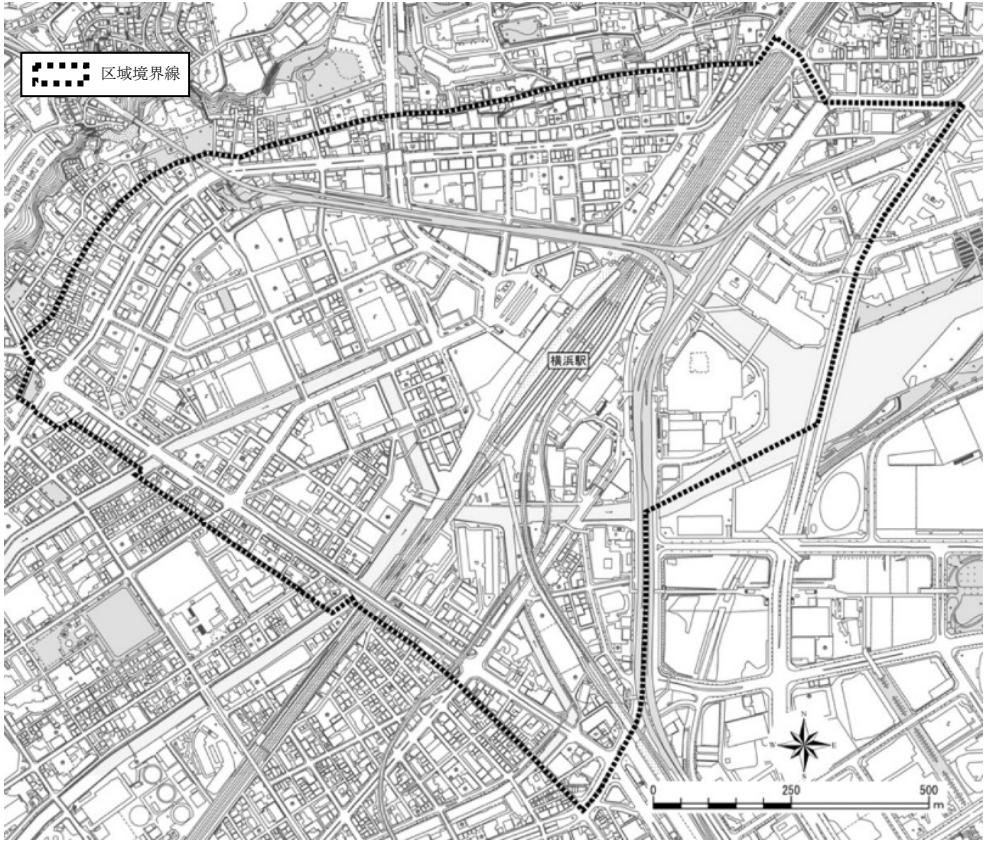
（実績報告書）

第19条 条例第12条の3の規定による報告は、実績報告書（第12号様式）に当該様式に掲げる図書を添付して行うものとする。

附 則

この取扱基準は、令和8年9月1日から施行する。

別表

(1)	条例第4条の表の(1)の項	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域	
	条例第4条の表の(3)の項	百貨店その他の店舗又は飲食店の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗、飲食店、事務所、倉庫及び工場を除く。）に供する部分
	条例第4条の表の(4)の項	300 平方メートル	250 平方メートル
	適用区域		

第1号様式(第4条)

附置義務駐車施設等設置(変更)届出書

年 月 日

(届出先)

横浜市長

住 所

届出者氏名

電 話

(担当者氏名及び連絡先

)

横浜市駐車場条例第7条の規定により次のとおり届け出ます。

用 途 地 域	☐ 商業 ☐ 近隣商業 ☐ 工業 ☐ 準工業 ☐ 工業専用 ☐ 準住居 ☐ 一種住居 ☐ 二種住居 ☐ 一中高住専 ☐ 二中高住専 ☐ 一低住専 ☐ 二低住専					
地 区 の 区 分	☐ 駐車場整備地区(地区)又は商業地域若しくは近隣商業地域 ☐ 周辺地区又は自動車ふくそう地区					
建 築 物	名 称					
	位 置	横浜市 区				
	用 途	☐ 百貨店その他の店舗(☐ 大店立地法該当) ☐ 事務所 ☐ 倉庫 ☐ 工場 ☐ その他特定用途() ☐ 共同住宅 ☐ 特定用途外() ☐ 自動車車庫				
	規 模	敷 地 面 積	m ²	延 べ 面 積	m ²	
				(共 同 住 宅 等)	(m ²)	
			(自 動 車 車 庫 等)	(m ²)		
工 事 の 種 別 及 び 期 間	☐ 新 築 ☐ 増 築 ☐ 用途変更 ☐ そ の 他		着 手 予 定 年 月 日	年 月 日		
			完 了 予 定 年 月 日	年 月 日		
駐 車 施 設 等	位 置	横浜市 区				
	車 種 区 分	乗 用 車	(車椅子用)	荷さばき車	自動二輪車	形 態
	設 置 台 数	台	(台)	台	台	☐ 平 面 ☐ 立 体 (☐ 自走式 ☐ 機械式) ☐ 地 下 (☐ 自走式 ☐ 機械式)
	附置義務台数	台	(台)	台	台	
	敷地外台数	台	(一 台)	台	台	
変更の概要【変更前の届出の受付年月日・番号： 年 月 日・第 一 号】						

(注意)

- 1 建築物及び駐車施設等の付近見取図、配置図及び各階平面図を添付してください。
- 2 その他市長が審査上必要と認める図書を添付してください。
- 3 提出書類は、すべてA4(図面は折込み)の大きさとし、左とじとしてください。

横 浜 市 処 理 印

附置義務駐車施設等に関する調書

単位：台

		乗 用 車		荷さばき車		自動二輪車	
		設置台数	増△減	設置台数	増△減	設置台数	増△減
平 面							
立 体	自 走 式						
	機 械 式						
地 下	自 走 式						
	機 械 式						
合 計							

※表内の「増減」は、変更の届出の場合に、変更前からの増減を記入してください。

第2号様式（第7条第1項）

敷地外駐車施設等の表示板

30 cm 以上	50cm 以上		
	1 本建築物は、横浜市駐車場条例第10条第1項（敷地外 駐車施設等）の規定に該当する建築物である。		
	2 承認年月日	年	月 日
	3 敷地外駐車施設等の設置場所 区 町 番地		
	4 敷地外駐車台数	駐車施設	台
		荷さばき駐車施設	台
		自動二輪車専用駐車施設	台

敷地外駐車施設等設置特例（変更）承認申請書

年 月 日

（申請先）
横浜市長

住 所
申 請 者 氏 名
電 話
（担当者氏名及び連絡先）

横浜市駐車場条例第10条 項の規定に基づき(1)の建築物に係る附置義務駐車施設等を(2)の駐車施設等に設置することについて、同条第7項の規定により承認を申請します。

地 区 の 区 分		☐ 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域 ☐ 周辺地区又は自動車ふくそう地区			
(1) 建 築 物	名 称				
	位 置	横浜市 区			
	用 途				
	延 べ 面 積	㎡（うち附置義務対象床面積）㎡			
	附 置 義 務 台 数	乗 用 車（車 椅 子 用）	荷 さ ば き 車	自 動 二 輪 車	
		台（台）	台	台	
工 事 の 種 別 及 び 期 間	☐ 新 築	☐ 増 築	着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	
	☐ 用途変更	☐ そ の 他	完 了 予 定 年 月 日	年 月 日	
(2) 駐 車 施 設 等	名 称				
	位 置	横浜市 区			
		(1)の建築物の敷地からの距離： m			
	管 理 者	住 所			
		氏 名			
	土 地 所 有 者	☐ (1)の建築物の建築主 ☐ (2)の駐車施設等の管理者 ☐ 左記以外の者			
	特 例 台 数	乗 用 車	荷 さ ば き 車	自 動 二 輪 車	
台		台	台		
形 態	☐ 建築物外（平面） ☐ 建築物内（ ☐ 立体自走式 ☐ 立体機械式 ☐ 地下自走式 ☐ 地下機械式）				

- （注意）
- (1)の建築物及び(2)の駐車施設等の付近見取図、配置図及び各階平面図を添付してください。
 - (2)の駐車施設等の権利関係を証するための書類（登記事項証明書等）を添付してください。
 - (2)の駐車施設等の土地所有者が(1)の建築物の建築主と異なる場合は、駐車施設等使用承諾書（第3号様式別紙）を添付してください。
 - その他市長が審査上必要と認める図書を添付してください。
 - 提出書類は、すべてA4（図面は折込み）の大きさとし、左とじとしてください。

横 浜 市 受 付 印

駐 車 施 設 等 使 用 承 諾 書

私は、下表のとおり、私が管理する(1)の駐車施設等を、(2)の者が、(3)の建築物の附置義務駐車施設等として使用することについて、(2)の者から横浜市駐車場条例に関する説明を受け理解しましたので、承諾します。

(1) 駐 車 施 設 等	名 称			
	位 置	横浜市 区		
	形 態	☐ 自 走 式 ☐ 機 械 式 （ 大 臣 認 定 を 有 す る も の に 限 る 。 ）		
	使 用 区 画 数	乗 用 車	荷 さ ば き 車	自 動 二 輪 車
		区画	区画	区画
使 用 期 間	自 年 月 日 至 (1)の駐車施設等の閉鎖 又は (2)の建築物の附置義務の解除の日			
(2) 使 用 者	住 所			
	氏 名			
(3) 建 築 物	名 称			
	位 置	横浜市 区		
	用 途			
	延 べ 面 積	㎡		
	附 置 義 務 台 数	乗 用 車	荷 さ ば き 車	自 動 二 輪 車
台		台	台	

年 月 日

住 所

承 諾 者 氏 名

印

(注意)

1 承諾者が法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記載の上、法人印を押印してください。

2 承諾者が署名をした場合は、押印を省略することができます。

利用実態による附置義務台数特例（変更）承認申請書

年 月 日

（申請先）
横浜市長

住 所
申 請 者 氏 名
電 話
（担当者氏名及び連絡先）

横浜市駐車場条例第10条4項の規定に基づき、(1)の建築物における駐車施設等の附置義務台数の一部を(2)の利用実態における最大利用台数を下回らない範囲で控除することについて、同条第7項の規定により承認を申請します。

地 区 の 区 分		☐ 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域 ☐ 周辺地区又は自動車ふくそう地区			
(1) 建 築 物	名 称				
	位 置	横浜市 区			
	用 途				
	延 べ 面 積	㎡（うち附置義務対象床面積） ㎡			
	駐 車 施 設 等	車 種 区 分	乗 用 車	自 動 二 輪 車	
		設 置 台 数	台	台	
		（うち隔地受入）	台	台	
附 置 義 務 台 数		台	台		
除 却 予 定 年 月 日		年 月 日 ・ 除却予定なし			
(2) 利 用 実 態	調 査 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日			
	最 大 利 用 の 日 付 ・ 曜 日 ・ 時 間 帯	年 月 日 ・ 曜日 ・ 時			
	車 種 区 分	乗 用 車	自 動 二 輪 車		
	最 大 利 用 台 数	台	台		
	承 認 を 受 け よ う と す る 特 例 台 数	台	台		
	附 置 義 務 の 控 除 台 数	台	台		
顕 著 な 駐 車 需 要 の 増 加 が 認 め ら れ た 場 合 に 講 じ る 予 定 の 措 置 の 内 容					
特 例 適 用 後 の 供 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日			

（注意）

- (1)の建築物及び(2)の利用実態に係る駐車施設等の付近見取図、配置図及び各階平面図を添付してください。
- (2)の利用実態に係る駐車施設等利用実態調査結果（第4号様式別紙1）を添付してください。
- 誓約書（第4様式別紙2）を添付してください。
- (1)の建築物に係る建物用途のうち複数の建物用途について条例第10条第5項の承認を受けようとする場合は、別途、当該承認を受けようとする建築物の用途ごとに表(1)(2)欄を記入したものを作成し添付してください。
- その他市長が審査上必要と認める図書を添付してください。
- 提出書類は、すべてA4（図面は折込み）の大きさとし、左とじとしてください。

横 浜 市 受 付 印

誓 約 書

年 月 日

横浜市長

住 所

氏 名

横浜市駐車場条例第10条第4項の規定により附置すべき駐車施設等の台数の特例を受けようとする、1の土地に係る建築物（同条第5項の規定の適用を受ける場合は、当該適用を受ける建築物）について、当該特例を適用した駐車施設等の供用開始後において顕著な駐車需要の増加により交通の安全及び円滑化が阻害されていると市長が認めた場合は、速やかに、本誓約書を添付した、利用実態による附置義務台数特例（変更）承認申請書（第4号様式）に記載した措置その他の必要な措置を講じることが、誓約します。

1 利用実態による附置義務台数の特例を受けようとする建築物の位置

横浜市 区

利用実態特例の建替への適用特例（変更）承認申請書

年 月 日

（申請先）
横浜市長

住 所
申 請 者 氏 名
電 話
（担当者氏名及び連絡先）

横浜市駐車場条例第10条5項の規定に基づき、(2)の建築物に対して承認を受けた利用実態による附置義務台数特例を(1)の建築物の新築に適用することについて、同条第7項の規定により承認を申請します。

地 区 の 区 分		☐ 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域 ☐ 周辺地区又は自動車ふくそう地区				
(1) 建 築 物	名 称					
	位 置	横浜市 区				
	敷 地 面 積	㎡				
	用 途					
	延 べ 面 積	㎡（うち附置義務対象床面積 ㎡）				
	駐 車 施 設 等	車 種 区 分	乗 用 車	自 動 二 輪 車		
		附 置 義 務 台 数	台	台		
		承認を受けようとする特例台数	台	台		
		附 置 義 務 の 控 除 台 数	台	台		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日					
(2) 建 築 物	名 称					
	位 置	横浜市 区				
	敷 地 面 積	㎡				
	建 物 用 途					
	延 べ 面 積	㎡（うち附置義務対象床面積 ㎡）				
	駐 車 施 設 等	車 種 区 分	乗 用 車	自 動 二 輪 車		
		承認を受けた特例台数	台	台		
利用実態の特例承認年月日・番号		年 月 日・横浜市 指令第 号				

（注意）

- 1 (1)の建築物及び駐車施設等の付近見取図、配置図及び各階平面図を添付してください。
- 2 (2)の建築物の配置図及び各階平面図を添付してください。
- 3 その他市長が審査上必要と認める図書を添付してください。
- 4 提出書類は、すべてA4（図面は折込み）の大きさとし、左とじとしてください。

横 浜 市 受 付 欄

敷地外駐車施設等設置特例（変更）承認・不承認通知書

様

横浜市長



年 月 日に申請のありました、1の建築物に係る敷地外駐車施設等の設置の特例（の変更）については、次のとおり承認する・しないことに決定しましたので通知します。

1 建築物

- (1) 名 称
- (2) 位 置

2 敷地外駐車施設等

- (1) 名 称
- (2) 位 置
- (3) 特例台数
乗用車： 台 / 荷さばき車： 台 / 自動二輪車： 台
- (4) 形 態

3 承認又は不承認の理由

4 付記事項

（備考）

様式の下欄には、教示について記載することができる。

利用実態による附置義務台数特例（変更）承認・不承認通知書

様

横浜市長



年 月 日に申請のありました、1の建築物に係る利用実態による附置義務台数の特例（の変更）については、次のとおり承認する・しないことに決定しましたので通知します。

1 建築物

- (1) 名 称
- (2) 位 置

2 特例に係る建築物の部分の建物用途及び床面積並びに駐車施設等の台数

3 承認又は不承認の理由

4 付記事項

（備考）

様式の下欄には、教示について記載することができる。

利用実態特例の建替への適用特例（変更）承認・不承認通知書

様

横浜市長



年 月 日に申請のありました、1の建築物に係る利用実態特例の建替への適用の特例（の変更）については、次のとおり承認する・しないことに決定しましたので通知します。

1 建築物

- (1) 名 称
- (2) 位 置
- (3) 建物用途
- (4) 延べ面積
- (5) 特例台数

2 承認又は不承認の理由

3 付記事項

（備考）

様式の下欄には、教示について記載することができる。

駐 車 施 設 等 の 構 造 承 認 等 申 請 書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

住 所
申 請 者 氏 名
電 話
(担当者氏名及び連絡先)

次のとおり承認等を受けたいので、申請します。

承認等を受けようとする項目		☐ 特殊な形態又は装置				☐ 駐車施設等の出口及び入口		☐ その他	
承認等を受けようとする具体的事項									
承認等を受けようとする理由									
地区の区分		☐ 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域 ☐ 周辺地区又は自動車ふくそう地区							
建築物	名称								
	位置	横浜市 区							
	用途								
	延べ面積	㎡（うち附置義務対象床面積） ㎡							
	工事の種別及び期間	☐ 新 築 ☐ 増 築		着手予定年月日		年 月 日			
	☐ 用途変更 ☐ その他		完了予定年月日		年 月 日				
駐車施設等	車種区分	乗 用 車（車椅子用）		荷さばき車		自動二輪車			
	設置台数	台（ 台）		台		台			
	附置義務台数	台（ 台）		台		台			
	敷地外台数	台（ 一 台）		台		台			
	形態	☐ 建築物外（平面） ☐ 建築物内（ ☐ 立体自走式 ☐ 立体機械式 ☐ 地下自走式 ☐ 地下機械式）							
	特殊な駐車装置	種類			有効期限	年 月 日			

- (注意)
- 1 建築物及び駐車施設等の付近見取図、配置図及び各階平面図を添付してください。
 - 2 機械式駐車装置を設置する場合は、認定証その他認定関係図書を添付してください。
 - 3 その他市長が審査上必要と認める図書を添付してください。
 - 4 提出書類は、すべてA4（図面は折込み）の大きさとし、左とじとしてください。

横 浜 市 受 付 印

駐 車 施 設 等 の 構 造 承 認 等 ・ 不 承 認 等 通 知 書

様

横浜市長



年 月 日に申請のありました 1 の建築物については、次のとおり承認等する・しないことに決定しましたので通知します。

1 建築物

- (1) 名 称
- (2) 位 置

2 承認等申請に係る具体的事項

3 承認等又は不承認等の理由

4 付記事項

（備考）

様式の下欄には、教示について記載することができる。

定 期 報 告 書

年 月 日

(報告先)
横浜市長

住 所
報 告 者 氏 名
電 話
(担当者氏名及び連絡先)

横浜市駐車場条例第10条第1項の規定により(2)の駐車施設等に設置した(1)の建築物に係る附置義務駐車施設等の維持管理の状況について、第12条の2の規定に基づき次のとおり報告します。

地 区 の 区 分		☐ 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地 ☐ 周辺地区又は自動車ふくそう地区					
(1) 建 築 物	名 称						
	位 置	横浜市 区					
	用 途						
	延 べ 面 積	㎡ (うち附置義務対象床面積) ㎡					
	附 置 義 務 台 数	乗 用 車	(車 椅 子 用)	荷 さ ば き 車	自 動 二 輪 車		
		台	(台)	台	台		
	工 事 の 種 別	☐ 新 築	☐ 増 築	工 事 完 了 年 月 日		年 月 日	
☐ 用途変更		☐ そ の 他					
敷地外駐車施設等の特例承認年月日・番号		年 月 日・横浜市		指令第 号			
(2) 駐 車 施 設 等	名 称						
	位 置	横浜市 区					
		(1)の建築物の敷地からの距離： m					
	管 理 者	住 所					
		氏 名					
	土 地 所 有 者	☐ (1)の建築物の所有者 ☐ (2)の駐車施設等の管理者 ☐ 左記以外の者					
	特 例 台 数	乗 用 車	荷 さ ば き 車	自 動 二 輪 車			
台		台	台				
形 態	☐ 建築物外 (平面) ☐ 建築物内 (☐ 立体自走式 ☐ 立体機械式 ☐ 地下自走式 ☐ 地下機械式)						

(注意)

- 1 写真貼付欄に(2)の駐車施設等の現況写真及び(1)の建築物における表示板の写真を貼り付けてください。
- 2 (1)の建築物及び(2)の駐車施設等の付近見取図並びに(2)の駐車施設等の平面図を添付してください。
- 3 (2)の駐車施設等の土地所有者が(1)の建築物の所有者と異なる場合は、(2)の駐車施設等を正当な権原に基づき使用していることを証する書類（賃貸借契約書等）を添付してください。
- 4 その他市長が審査上必要と認める図書を添付してください。
- 5 提出書類は、すべてA4（図面は折込み）の大きさとし、左とじとしてください。

横 浜 市 処 理 印

写 真 貼 付 欄

実 績 報 告 書

年 月 日

（報告先）
横浜市長

住 所
報 告 者 氏 名
電 話
（担当者氏名及び連絡先）

横浜市駐車場条例第10条第4項及び第5項の規定により建築物における駐車施設等の附置義務台数の一部を控除した附置義務駐車施設等について、第12条の3に基づき利用実績を調査しましたので、報告します。

地 区 の 区 分		☐ 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域 ☐ 周辺地区又は自動車ふくそう地区			
建 築 物	名 称				
	位 置	横浜市 区			
	用 途				
	延 べ 面 積	㎡（うち附置義務対象床面積） ㎡			
	駐 車 施 設 等	車 種 区 分	乗 用 車	自 動 二 輪 車	
設 置 台 数		台	台		
附 置 義 務 台 数		台	台		
利 用 実 態	調 査 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日			
	最大利用の日付・曜日・時間帯	年 月 日 ・ 曜日 ・ 時			
	車 種 区 分	乗 用 車	自 動 二 輪 車		
	最 大 利 用 台 数	台	台		
	承 認 を 受 け た 特 例 台 数	台	台		
	附 置 義 務 の 控 除 台 数	台	台		
顕著な駐車需要の増加が認められた場合に講じる予定の措置の内容					
特例適用後の供用開始予定年月日		年 月 日			
利用実態特例の承認年月日・番号		年 月 日 ・ 横浜市 指令第 号			
建替適用特例の承認年月日・番号		年 月 日 ・ 横浜市 指令第 号			

（注意）

- 1 駐車施設等利用実績調査結果（第12号様式別紙）を添付してください。
- 2 (1)の建築物の付近見取図を添付してください。
- 3 その他市長が審査上必要と認める図書を添付してください。
- 4 提出書類は、すべてA4（図面は折込み）の大きさとし、左とじとしてください。

横 浜 市 処 理 印

